

学校いじめ防止基本方針

～いじめのない学校づくり～

高知県立清水高等学校 全日制

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、安全で安心できる居場所であればならない。「いじめ」はその居場所を奪う行為である。

本校では、生徒一人ひとりを大切にし、保護者や地域に信頼され、生徒及び教職員が誇りと自信が持てる学校を目指すとともに、いじめは悪であり、絶対に許されない、人として恥ずべき行為であるという認識に立ち、すべての生徒にとって、いじめのない安全で安心な居場所として感じられる学校を目指して取り組むものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

運用上は次の点に注意する。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれたことを知らずに、本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害生徒に対する指導等については適切な対応をすること。
- ・加害者がすぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。
- ・行為の程度によっては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

3 いじめの理解

いじめは、暴力を伴うものであるか否かを問わず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われることで、いじめを受けた生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があり、「心身に苦痛を感じている」という要件に限定して捉えるべきではない。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、集団の中で「観衆」としてはやしたて面白がったり、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、どの集団にも、どの生徒にも起こりうるものと考え、学校全体で「いじめは悪であり、絶対に許さない」という姿勢で臨むことが必要である。

4 いじめ防止等の対策のための組織

当該組織の名称を「いじめ防止等対策委員会」とし、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たっての中核となる役割を担う。

(1) 組織の役割

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報、生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめの疑いの情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する中核としての役割。
- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ・学校の基本方針が実情に即して適切に機能しているかの点検や見直しを行う役割。

(2) 組織の構成員

組織の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。必要に応じて、関係の深い教職員を追加する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

5 いじめ防止のための取組

いじめほどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ・生徒自身が、いじめの問題を自分達の問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるようなサポートをする。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人権関係・学校学校風土をつくる。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや学校づくりに取り組む。
- ・教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ・学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

6 いじめの早期発見、早期対応

(1) いじめの発見

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ・日頃から生徒の情報を関係者または全体で共有する。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談を実施する。
- ・生徒や保護者等からの相談を受け入れやすい体制をつくる。
- ・スクールカウンセラーの活用を促す。
- ・保健室の様子を聞く。

(2) いじめの対応

- いじめの発見または相談を受けた場合
 - ・速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告し、学校として組織的な対応方針を決定する。
- 具体的な対応
 - ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。
 - ・いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - ・いじめが解消するまで被害生徒の支援を継続し、安全・安心を確保する責任を持つ。
なお、いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を勘案して判断する。
 - ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
 - ・必要に応じ、被害生徒のいじめによる後遺症へのケアを行う。

7 P T A や地域の関係団体との連携

いじめ防止には、P T A や地域との連携が欠かせない。保護者を巻き込んだ研修会の実施や、地域の教育相談事業に関する広報や周知を行い、学校と保護者・地域が一体となり、多くの力を借りていじめの防止に取り組む。

生徒の人権に対する意識の向上、自己を大切にし、他者を思いやれる心を培い、生徒自身の力でいじめ防止に取り組めるようにする。

8 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。

(1) 重大事態の発生と調査

「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「重大事態対策委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体（学校又は学校の設置者のいずれか）の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大調査に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

なお、生徒又は保護者からの申立ては、極めて重要な情報である可能性があるため、調査をしないまま、重大事態ではないと断言できないことに留意する。

③ 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに「重大事態対策委員会」を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじ

め事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない(第三者)に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難であるため、学校が調査の主体となる場合、「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることとする。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

その際、他の生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。